

【別表】

静岡商工会議所会費額決定基準細則

< 会費額査定基準表 >

資本金額 従業員数(人)	個人		500万未満		1000万未満		2000万未満		3000万未満		5000万未満		1億未満		5億未満		5億以上	
	0～9	3口以上	7,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上
10～19	4口以上	10,000円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上
20～29	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	8口以上	20,000円以上
30～39	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	8口以上	20,000円以上	9口以上	22,500円以上
40～49	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	8口以上	20,000円以上	8口以上	20,000円以上	9口以上	22,500円以上	9口以上	22,500円以上	10口以上	25,000円以上
50～99	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	9口以上	22,500円以上	10口以上	25,000円以上	11口以上	27,500円以上	12口以上	30,000円以上	13口以上	32,500円以上	14口以上	35,000円以上
100～199	10口以上	25,000円以上	10口以上	25,000円以上	12口以上	30,000円以上	14口以上	35,000円以上	15口以上	37,500円以上	18口以上	45,000円以上	20口以上	50,000円以上	21口以上	52,500円以上	24口以上	60,000円以上
200～299	10口以上	25,000円以上	16口以上	40,000円以上	18口以上	45,000円以上	20口以上	50,000円以上	22口以上	55,000円以上	24口以上	60,000円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上
300～499	20口以上	50,000円以上	20口以上	50,000円以上	24口以上	60,000円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上	35口以上	87,500円以上	38口以上	95,000円以上	50口以上	125,000円以上
500～999	25口以上	62,500円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上	32口以上	80,000円以上	34口以上	85,000円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	55口以上	137,500円以上
1000～1999	30口以上	75,000円以上	35口以上	87,500円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	50口以上	125,000円以上	55口以上	137,500円以上	60口以上	150,000円以上	70口以上	175,000円以上	75口以上	187,500円以上
2000～	35口以上	87,500円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	50口以上	125,000円以上	55口以上	137,500円以上	60口以上	150,000円以上	70口以上	175,000円以上	75口以上	187,500円以上	100口以上	250,000円以上

1. 1口の会費額を年額2,500円とし、会員が負担する会費の口数の査定は、前年度4月1日現在における従業員数、資本金額を基準とし、「会費額査定基準表」に基づき行う。
2. 会員の最低会費の年額は、個人事業者7,500円・法人事業者12,500円とする。
3. 組合・団体等（NPO法人を含む）については、一律的な年会費額を適用する（任意組合7,500円・法人組合12,500円）。ただし、組合・団体のうち出資金が1億円を超えるものは、出資金を資本金と読み替えて、商工業者と同様に「会議額査定基準表」に基づき、会費の口数を査定する。
4. 地区内に所在する本社・本店が会員であり、加えて支店・営業所・工場等が会員となる場合は、一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。
また、地区内に本社・本店を有しない事業所の支店・営業所・工場等が会員となる場合は本社・本店の資本金額を適用し、当該支店・営業所・工場等に常時従事する従業員数（無給役員、派遣社員は除く）で会費額を算定する。
5. 地区外に拠点有する事業所が会員となる場合は、特別会員の扱いとし、会費額は一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。
地区外事業所とは、会員登録の所在地を地区外とするものをいう。